

(一社) 宮古島観光協会ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要項は、(一社)宮古島観光協会(以下「観光協会」という)がインターネット上に公開している観光協会の公式ホームページ(以下「ホームページ」という)への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(掲載期間)

第2条 広告を記載する期間は原則として1年単位とする。
イベント告知や期間限定フェアなどは1ヶ月までとする

(掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、観光協会が決定する。

(掲載基準)

第4条 掲載できるバナー広告は、観光・産業に関連したものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

1. 責任または所在が不明なもの。
2. 政治活動、宗教活動、意見広告、風俗営業及び個人の宣伝に係るもの。
3. ホームページの公共性及び品位を損なう恐れのあるもの。
4. その他、掲載する広告として適当でないと観光協会が認めるもの。

(掲載料及び規格)

第5条 広告の掲載料(税込)及び各サイズは、次のとおりとする。

おすすめコンテンツ	サイズ (px)	料金 (一般)	料金/税込 (会員)
トップ (大)	315×150	10,000 円/月	8,000 円/月
トップ (小)	218×60	60,000 円/年	36,000 円/年

掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という)は、観光協会に指定された期日(掲載開始日15日前)までに掲載料金を一括して払わなければならない。

(申し込み)

第6号 1. 広告掲載を希望する者は、「ホームページバナー広告掲載申込書」を観光協会に提出しなければならない。
2. 広告掲載は広告掲載料金納入後に掲載するものとする。
3. バナー広告データはメールでの受け取り又は電子媒体での持込とする。

(途中解約)

第7号 1. 広告主は自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。
2. 前項の規定により広告主が使用申込期間中に解約した場合は、残存期間の掲載料は返還しないこととする。

(掲載の取り消し)

- 第8条 観光協会は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消す事ができる。
1. 広告の内容が第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 2. 広告主が第5条に規定する期日までに掲載料金を支払わない時。
 3. その他、広告の掲載を取り消す必要があると観光協会が判断した時。

(広告主の責務)

- 第9条
1. 広告主は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとする。
 2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを観光協会に対して保証するものとする。
 3. 広告主は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

- 第10条 広告主はホームページの更新・修正等又はサーバー及び通信回線等の点検・障害等によるホームページの停止により、広告の掲載が一定期間停止された場合であっても、掲載料金の返還又は損害賠償を観光協会に請求する事ができない。

(その他の事項)

- 第11条 この要項に定めるものの他、広告掲載に関して必要な事項は、観光協会が別に定める。

付 則

この要項は、平成22年1月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月24日から施行する。